

# 初鹿通信

第 151 号

令和元年 8 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 約 40 年ぶりに相続法が改正されました。

平成 30 年 7 月に相続法が大きく改正され、今年に入り順次施行されております。  
主な改正点は下記の通りです。

### 1. 配偶者の居住を保護するための方策 令和 2 年 4 月 1 日施行

今までの相続法では、被相続人（亡くなった方）の持ち家に同居していた配偶者がその自宅に住み続けるためには、配偶者が自宅を相続する方法が一般的でした。

しかし、その自宅不動産の評価額が高額となる場合には、自宅を相続したことで今後の生活資金となる預貯金を十分に相続できず、結局のところ自宅を手放さざるを得ないケースが多く見られました。そこで新たに配偶者居住権「相続の開始時に亡くなった方の持ち家に同居していた配偶者は、終身にわたってその自宅に無償で住み続けることができる権利」が新設され、自宅を不動産所有権という 1 つの権利にしてしまわずに、「所有権」と「居住権」という 2 つの権利に分けることで、評価額の低い「居住権」を配偶者が取得しながら預貯金など他の財産も相続することが容易になりました。

### 2. 相続人以外の介護への貢献度を考慮する方策 令和元年 7 月 1 日施行

今までの相続法では、被相続人に対して生前に無償で介護や看護などをした相続人には「寄与分制度」と言って、相続分を上乗せすることができました。しかし、例えば被相続人の長男の奥さんなどが介護を行なっても「法定相続人」には当たらないため、寄与分制度を受けることができず、公平でないという意見がありました。そこで新たに特別寄与制度「被相続人の法定相続人ではない親族（たとえば長男の奥さん等）が、無償で、療養看護などを行なった場合は、その親族は相続人に対して金銭を請求できる制度」が新設されました。

### 3. 単独で故人の預貯金引き出しを認める方策 令和元年 7 月 1 日施行

今までの相続法では、亡くなった後の葬儀費用や残された家族の生活費などの緊急に必要となるお金についても、遺産分割が終了するまでは金融機関から引き出しができないという問題がありました。そこで、遺産分割前の預貯金であっても、単独の相続人によって引き出しを認める預貯金の払戻し制度「遺産分割前であっても各金融機関ごとに上限 150 万円までなら、相続人が金融機関の窓口で直接払い戻しを受けることができる制度」が新設されました。

この他にも、改正点はございます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。